

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本市の中心市街地では、「大分駅周辺総合整備事業」（大分駅付近連続立体交差事業・大分駅南土地地区画整理事業・庄の原佐野線等関連街路事業）の実施により、大分いこいの道やホルトホール大分、大分駅北口・南口駅前広場などが供用開始され、鉄道で分断されていた南北市街地が一体化された。さらに、JRおおいたシティの開業や大分県立美術館の開業、大分城址公園整備・活用検討、国道197号の再整備（リボーン197）などの検討を背景に、中心市街地の構造が大きく変化している。

そのような変化に適切に対応し、県都にふさわしい広域都心の形成を推進するため、さらに広い範囲において、「都市計画マスタープラン大分地区 地区別構想」の見直しを行っている。

さらに、大分市総合計画をベースに、大分市都市計画マスタープラン大分地区 地区別構想や各種個別計画など、今後取り組む施策の整理を行い、中心市街地の魅力創造に資するハード・ソフト事業について、総合的かつ有機的に将来ビジョンとして描き「見える化」を図った上で、まちづくりの方向性などのイメージを総合的にわかりやすく示す「おおいた中心市街地まちづくりランドデザイン」を策定している。

中心市街地活性化基本計画は、これらを踏まえながら、取組を進めることとなる。

[2]都市計画等との調和

(1)大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」(平成28(2016)年6月策定)(再掲)

中心市街地の活性化については、第5部に以下のように定めている。

<第5部 第1章 快適な都市構造の形成と機能の充実 第1節 計画的な市街地の形成>

(基本方針)

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、コンパクトプラスネットワークによる都市構造の構築に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、自然・歴史など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図る。

あわせて、これら地区拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進する。また、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進する。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進する。

(主な取組)

<風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成>

- ・県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進する。
- ・多様な生活サービス機能を集積した、便利で暮らしやすい環境の整備を進めるなど、大分駅周辺における中心市街地の活性化を図り、風格とにぎわいのある都市拠点の形

成を目指す。

- ・地域の自然・歴史・文化などの特性を生かした個性的で魅力のある暮らしやすい地区拠点の形成を目指す。
- ・既存ストックを有効に活用した環境負荷の小さいまちづくりを推進する。

(2)大分市都市計画マスタープラン(平成 28(2016)年7月一部改訂)(再掲)

大分市都市計画マスタープランにおける、中心市街地に関する基本方針は以下のとおりである。

<将来都市構造(広域都心)>

①都市拠点

1) 駅北・商業業務都心

J R 大分駅北地区の既成市街地については、商業・業務機能の強化による拠点性を高めつつ、教育・文化や観光、余暇など新たな機能の集積により都市の魅力を向上させ、集客力のある商業・業務地の形成を図る。また、駅南北の都心機能の連携を強化し、県都にふさわしい都市拠点の形成を図る。

2) 駅南・情報文化都心

J R 大分駅南地区については、文化交流機能や情報系業務機能、都市型居住機能などの集積を図るとともに、緑豊かで先進的な情報文化都心の形成を図る。

②広域都心を形成する他の拠点

- 1) 西大分湾岸交流拠点
- 2) 湾岸拠点
- 3) 南大分健康文化拠点
- 4) 大分駅交通結節拠点

③都心軸

湾岸拠点から中央通り～J R 大分駅～シンボルロードを結び都心の森に至る都心軸については、都心の顔となるメインストリートとして植栽などによる緑化や修景などによる都心南北軸の形成を図る。

中心市街地内においては、駅南北を歩行者が回遊できる都心回遊軸の整備を図る。大分川の両岸については、河川敷を活用した散策路、自転車道の整備など、水辺の交流軸の整備を図る。

④緑の拠点

都心の森及び大分城址公園については、広域都心部における緑の拠点と位置づけ、保全・活用を図る。

<土地利用の方針>

①県都にふさわしい都市機能の集積

県都としての機能を十分に発揮し、東九州の重要な拠点として求心力を強固にするため、中心市街地の再構築による商業・業務機能の集積、拠点地区における都市機能の集

積と拠点間の連携、居住機能と商業機能が融合した利便性の高い市街地の形成を図る。

②環境負荷の小さいコンパクトな都市づくり

既存ストックを有効に活用した都市施設の再配置などによる効率的な社会資本投資と環境負荷の小さい都市づくりを推進し、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制する。

また、市街化調整区域においては新たな住宅開発を抑制するが、地域コミュニティの活力維持を必要とする人口減少の著しい既存集落については、適正な土地利用の規制・誘導方策を検討するとともに、地域と協働した活動による持続可能なまちづくりを推進する。

<中心市街地の将来都市構造（中心市街地の方針）>

①大分駅南北都心の形成

大分駅周辺総合整備事業により一体化が図られた、J R 大分駅を中心とする南北市街地は、既成市街地であり歴史的・文化的中枢を担ってきた駅北地区と、新しい都心の形成が進む駅南地区の役割分担と相互連携による、新しい都心の形成を図る。

- a. 駅北・商業業務都心
- b. 駅南・情報文化都心

②大分駅南北都心を連結する都心南北軸の形成

鉄道の高架化による南北市街地の分断を解消するとともに、本市の玄関口であり、また交通結節拠点である J R 大分駅を中心に、南北市街地の連携による一体化を促進し、中心市街地のシンボルとなる都心南北軸の形成を図る。

- a. 大分駅交通結節拠点
- b. メインストリート（都心南北軸）
- c. 都心魅力回廊（都心回遊軸）
- d. 緑の景観軸

③個性ある文化を創造する拠点の形成

古代・中世において東九州の中心都市として発展してきたことから、歴史的資源が多く残るとともに、中心市街地におけるシンボリックな緑である大分城址公園や都心の森など、多様な地域資源が豊富な地区の特性を活かし、市民や来街者が憩い・ふれあえる拠点の形成を図る。

- a. 緑の拠点
- b. 歴史文化観光拠点
- c. 複合文化交流拠点
- d. 芸術文化拠点

(3)大分市景観計画(平成 18(2006)年9月策定)

本市では、平成 17 年 6 月に景観法が全面施行されたのを受け、平成 18 年 9 月に、市域全体を計画区域に定め、良好な景観を守り、より良い景観を形成するため「大分市景観計画」を策定し、平成 19 年 4 月に「大分市景観条例」を制定した。

また、あわせて「大分市景観形成ガイドライン」を作成し、市域を市街化の状況、自然的条件などの特徴に基づいて 8 つのエリアに分類しエリアごとに景観形成基準を定め、さらなる良好な景観の形成に努めている。

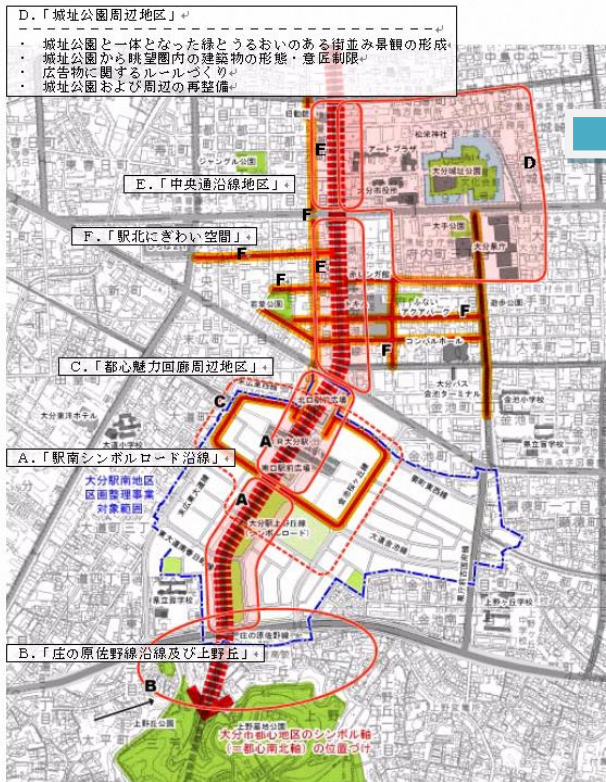
<中心市街地の景観形成>

「大分市景観計画」では、大分駅を中心にした都心南北軸を含めたエリアをリーディングプロジェクト(重点地区)の一つとして位置づけている。大分城址公園周辺地区については、景観地区及び地区計画を定めることにより「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうるおいある成熟したまちづくり」を目標に 4 つのゾーンに区分し建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置を制限し、良好な景観の創出に向け取組を行っている。

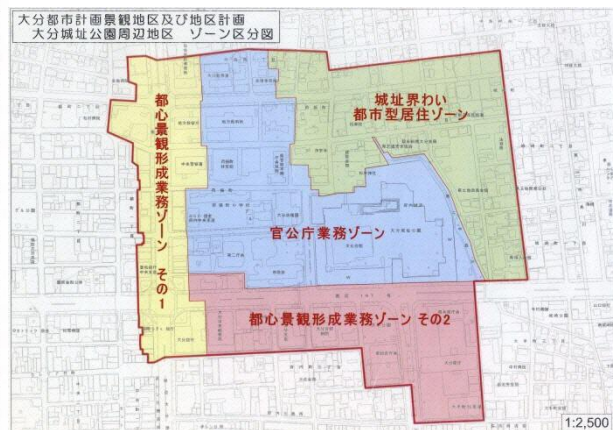
また、大分駅南地区についても、地区計画を都市計画決定するとともに「駅南まちなみづくりガイドライン」を作成し、建築物の形態意匠などについて誘導を行うことで、魅力あるまちなみの景観づくりを目指している。

<大分城址公園周辺地区景観地区及び地区計画の指定(平成 20 年 7 月)>

■「大分市景観計画」リーディングプロジェクト



■大分城址公園周辺地区エリア図



(4)大分市地域公共交通網形成計画(平成 29(2017)年4月策定)(再掲)

本市では、平成 26 年 11 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が施行されたのを受け、平成 29 年 4 月に、持続可能な地域公共交通網を形成することを目的とした「大分市地域公共交通網形成計画」を策定した。

<基本理念>

「市民・交通事業者・行政が連携し、だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークの構築を目指す。」

大分市地域公共交通網形成計画における、中心市街地に関する基本方針は以下のとおりである。

<地域公共交通の基本方針(抜粋)>

・風格とにぎわいのある都市拠点と地域の特性を生かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を支える公共交通ネットワークの構築

- ①中心市街地において、まちづくりに関連する様々な事業や取組と連携し、都市拠点を中心とした循環型交通により回遊性を高め活性化を図る。
- ②地区拠点を中心とした循環型交通の構築を行い、まちづくりと連携した交通体系を構築する。
- ③拠点内の鉄道駅を中心に、路線バスやタクシーなど他の公共交通との円滑な乗り継ぎ環境を整備し、拠点の交通結節機能の強化を図る。

<取組の全体像(抜粋)>

①JR大分駅東側の公有地の交通結節機能の強化のあり方についての検討

JR大分駅東側の公有地において、路線バスや高速バス、タクシーなどの乗り場の一元化など、公共交通の円滑な乗り継ぎ環境を向上させる交通結節機能のあり方について検討する。

②中心市街地循環バス「大分きゃんばす」の本格運行に向けた取組

中心市街地において、回遊性やアクセス性を向上させるとともに、円滑に移動できる移動手段を確保するため、実証運行中である中心市街地循環バス「大分きゃんばす」の本格運行に向けた取組を行う。

③公共交通相互の乗り継ぎ円滑化

鉄道駅などの交通結節点を中心に、円滑に公共交通相互の乗り継ぎができる環境整備を図る。なお、具体的な事業については、交通事業者と協議・検討を行いながら、平成 30 年度に策定予定の「大分市地域公共交通再編実施計画」において定める。

④パーク&ライド等の取組の促進

中心市街地などへの過度な自動車の流入を軽減し、鉄道・バスの利用を促進するために、パークアンドライド、サイクルアンドライドの取組を促進する。

[3]その他の事項

(1)中心市街地地区自転車等放置禁止区域指定について

中心市街地においては、道路や公園に放置自転車がが多く、歩行空間の確保や景観に悪影響を与えている等様々な問題の原因となっていたことから、「自転車等の放置の防止等に関する条例」を平成19年1月に施行した。

これまで放置自転車の撤去、駐輪マナーの向上について取組を行ってきたが、抜本的解消とまで至らなかったことから、このような問題を解決するために、平成23年4月に自転車等の放置を禁止する場所を指定し、速やかな撤去を行うことにより、歩行空間の確保や景観に配慮した都市環境の形成を推進している。



(2)大分市環境基本条例・大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定

本市では、平成19年1月1日より「大分市環境基本条例」が施行され、本市の環境に関する施策の理念や基本的な考え方などが示された。

また、その理念に基づき先駆的に平成18年7月1日から「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」がスタートし、中心市街地の一部区域を「ポイ捨て防止等強化区域」と定めて、ポイ捨て・路上喫煙・飼い犬のふんの放置を禁止し、違反した者には罰則を適用し、清潔で美しいまちづくりを推進している。

